

## 木材工芸センターの利用料金制導入について

### 1 利用料金制度導入にあたっての考え方

これまで、県立 21 世紀の森では、利用料金制を導入していなかったが、平成 28 年度から、受益者負担の原則から導入することとした。導入施設は、木材工芸センターとし、運営にかかる経費の負担分として、利用料金を徴収することとした。

### 2 木材工芸センターの経費について

木材工芸センターを運営するにあたり、木工機械等の替刃、バンド等の消耗品、電気料、指導人件費が生じてきた。これらの経費について、利用者からご負担を頂くため、1人200円を上限として利用料金制を導入することとした。

### 3 利用者の位置づけ・対応

木材工芸センターを利用する者とは、木工機械等の作業道具を利用する者を指している。県の積算では、木工機械等を利用しない付き添いや、幼児等を対象外としている。

また、条例改正に伴い、木材工芸センターを利用する前には、指定管理者の利用承認を行うこととした。

このため、利用料金及び利用承認の調整について、その考え方について提案してもらいたい。

### 4 現行の利用承認形態（参考）

利用者は、森林館受付で利用申込書を記入する。

指定管理者は、申込者を承認し、受付バッチを配布する。

申込みと同時に木工キット代金を受領し、木工キットを渡す。

受付バッチを付けた人が、木材工芸センターで木工体験ができる。

（バッチを付けてない人が入ってくると、利用承認していないことが分かる）